

## 第2次世界大戦の終結と国際連合の結成（授業実践報告）

村野 光則

（東京大学教育学部附属中等教育学校・社会科）

### 1 はじめに

平成25年度の公開教育研究会の高校1年生の公開授業（世界史B）で、標記のテーマで授業を行うことになったため、その中にシティズンシップ教育の要素を盛り込んだ授業を構想した。

第二次世界大戦後に発足した国際連合は戦争抑止を第一義とする機関であり、その下部機関であるユネスコは、戦争を生み出すもととなった人種や性、宗教等に対する差別と偏見をなくすために設立された機関である。こうした国際機関の設立の経緯やその憲章の検討を通して、連合が戦争の原因をどのようにとらえたのかを分析し、その上で現代に生きる私たちが戦争を抑止する上で、そこから学ぶうるものを抽出することを企図した。

### 2 国際連合設立の経緯

#### (1) 世界史教科書における国際連合の記述

世界史Bの教科書において、国際連合設立の経緯は次のように記述されている。例えば、山川出版社の『詳説世界史 改訂版』では、第16章「冷戦と第三世界の自立」の中の「1 東西対立の始まりとアジア諸地域の自立」において、「1941年の大西洋憲章に示された新国際機関の創設を協議するため、44年8～10月、ワシントン郊外のダンバートン=オークスで米・英・ソ・中四大国会議がひらかれ、国際連合憲章草案がまとまった。これは45年4～6月、連合50カ国が参加したサンフランシスコ会議で正式に採択され、同年10月、国際連盟にかわって国際連合が発足した。国際連合は国際平和を維持し、紛争の原因をとりのぞき、経済・文化・教育の発展と交流をたすけ、基本的人権を擁護することを目的とした常設の国際機関で、ニューヨークに本部がおかれた。」（pp. 337-338）と記述されている。東京書籍の『世界史B』では、第19章「国民国家体制と東西の対立」の中の「1 アメリカ合衆国の覇権と冷戦の展開」において、「戦前の国際連盟は、衛生の普及や知的交流などでは成果を上げたが、安全保障では第二次世界大戦の勃発を阻止できなかった。1941年の米英首脳による大西洋憲章で戦後の国際組織の設立が構想され、43年のモスクワ宣言をへて、44年にダンバートン=オークス会議が開かれて、米、英、ソ、中国により国際連合の具体案が協議された。1945年4～6月、サンフランシスコ会議で国際連合憲章が採択され、10月には51カ国を原加盟国として国際連合が成立した。国際連合は連合国により構成され、アメリカ合衆国のニューヨークに本部を置いた。」（p. 374）と記述されている。こうした記述から読み取れるように、国際連合は、第二次世界大戦終結後に創設に向けての協議が始まったのではなく、太平洋戦争開戦の4ヶ月前にその構想が大西洋憲章において示され、ヨーロッパやアジア太平洋地域で激戦が繰り広げられていた1944年8～10月にダンバートン=オークス会議で国際連合憲章草案がまとめられていたことがわかる。

#### (2) アメリカにおける国際平和機構創設に向けての動き

しかし、実際には、国際連盟に代わる新たな国際機構創設の構想は、第二次世界大戦開戦直後からアメリカで始められていたのである。まず民間レベルで、ヨーロッパで戦争が開始された直後に、カーネギー平和財団によって70名あまりの専門家による「平和機構研究委員会」が組織された。この委員会の目的は、「この戦争の終了後、世界が直面する大きな再建事業のための準備として、平和のための世界再組織を研究する」ことであった。そして、1

1941年4月には、この委員会は予備的報告と33編の論文を発表している。一方、国務省内部においても、ナチス・ドイツのポーランド侵攻とほぼ同時期に、当時の国務長官コーデル＝ハルが新国際平和機構の設立を決意し、1940年1月に国務省内にこの問題を扱うための外国関係問題諮問委員会が組織され、サムナー＝ウェルズ国務次官が委員長に任命された。さらに、この委員会の中に国際機構に関する特別分科委員会が組織され、1年間の作業を経て国際機構の「憲法草案」をまとめた。しかし、ウェルズの構想は、チャーチルの構想に近い地域主義的な国際機構案であった。チャーチルらが構想した地域主義とは、次のような組織である。すなわち、3つの地域評議会（西半球、ヨーロッパ、太平洋圏）を設け、この3評議会の代表は主要国代表とともに最高世界評議会を構成するというものであった（「三本の椅子」ともよばれた）。しかし、こうした構想はハルを頂点とする国務省主流派の、地域や集団ごとの差異を超えた普遍主義的な国際機構構想とは相容れなかったため、国務省はこの小委員会にかえて政治調査局に国際連盟時代の専門家を含む10名のグループを設け、1943年8月14日に「国際連合憲章草案」を起草した。

### （3）大西洋憲章

この間、ローズヴェルトは1941年8月に、戦艦プリンス・オブ・ウェルズでカナダのアルジェンシアにやってきたチャーチルとアメリカの巡洋艦オーガスタの艦上で会談し、「大西洋憲章」（正式な名称は、「イギリス＝アメリカ共同宣言The Anglo-American Joint Declaration）を発表したが、同宣言の第8項で「両国は、世界の一切の国民は実在論的理由によると精神的理由によるとに関わらず、強力の使用を抛棄するに至ることが必要であると信ず。陸、海又は空の軍備が自国国境外への侵略の脅威を与えまたは与えることがありうる国によって引き続き使用されるときは、将来の平和は維持することができないがゆえに、両国は一層広汎に永久的なる一般的安全保障制度の確立にいたるまでは、こうした国の武装解除は不可欠であると信ず。」と述べており、「一層広汎に永久的なる一般的安全保障制度の確立」という文言で、新しい国際平和機構の創設を世界に向けて明らかにしたのである。

### （4）一般（的）安全保障に関するモスクワ宣言

1942年11月のスターリングラード攻防戦によってドイツの敗北が決定的になると、国際平和機構創設は焦眉の課題となった。このため、1943年8月にカナダのケベックで行われた米英首脳会談でハルがイギリス外相イーデンに、国際機構設立の原則に関する宣言案を示し、ローズヴェルト、チャーチル両首脳の承認を得た上で、そのコピーがソ連と中国に送付された。

1943年10月には、ハル、イーデン、モロトフの米英ソの外相がモスクワで会談し、戦後の平和機構の問題を主な議題として討議し、「一般（的）安全保障に関するモスクワ宣言」（中国大使も署名したため「一般（的）安全保障に関する四国宣言」ともよばれる）が採択された。その宣言の第4の原則においては、「なるべく短期間のうちに、国際の平和と安全の維持のために、すべての平和友好国の主権平等の原則に基づく政界的国際機構の設置を必要と認める。右の諸国は、大小を問わず、右の機構に参加することができる」ことが明記された。

### （5）テヘラン会談

1943年11月には、テヘランでローズヴェルト、チャーチル、スターリンの三国首脳会談が開催された。主な議題はノルマンディー上陸作戦など連合軍側の対独作戦の調整や対日戦についての討議であったが、会議の席上ローズヴェルトは「4人の警察官」構想を示した。これは、米英中ソ4カ国を世界の平和を守る強制機関とするというものだった。大西洋憲章発表時のローズヴェルトは、世界の平和はイギリスとアメリカによって守られるべきであると

考えていたが、その後、ソ連が独ソ戦の過程でその実力と持久力を世界に示してからは、ソ連を世界の警察官に加えるべきであると考えようになった。中国を世界の警察官に加えることについては、当時は必ずしも中国はその実力を持っているとは考えていなかったものの、日本を徹底的に打倒して非武装化し、経済的にも弱体化したあとの極東の安定勢力として、戦争終結後は国民党支配下の中国の大国化を図り、世界の警察官の一員としようと考えたのである。

スターリンはローズヴェルトの提案した国際機構の設立には必ずしも積極的ではなかった。国際機構に加盟したとしても社会主義国であるソ連が極端な少数派になることは明らかであったし、国際会議方式が不利であることは明白であった。それにもかかわらず、スターリンが連合中心の国際機関創設に協力したのは、スターリンの関心が戦争終結後のドイツや日本の再侵略を防止するためであった。

#### (6) ダンバートン=オックス会議

1944年の8月には、ヨーロッパではソ連軍がワルシャワに迫り、それに呼応するかのよう  
に8月1日にワルシャワでレジスタンスの一斉蜂起が起き、ドイツ軍と激しい戦闘を繰り広げていた。アジア太平洋地域では、8月11日にグアム島の日本軍守備隊が玉砕し、9月10日には中国雲南省拉孟の日本軍守備隊が玉砕し、日本の劣勢が明らかとなってきた。同年8月21日から、教科書にも記載されているダンバートン=オックス会議が、ワシントン郊外のジョージタウン地区にあるダンバートン=オックス邸において開始された。会議は二段階にわかれ、8月21日～9月28日まで米・英・ソによる会談が行われ、9月29日～10月7日まで、米・英・中による会談が行われた。出席者は、アメリカの国務次官ステティニアス、イギリスの外務次官カドーガン、ソ連の駐米大使グルムイコなどであり事務レベルの会談であった。会議の結果、「一般国際機構の設立に関する提案」(いわゆる「ダンバートン=オックス提案」)が発表された。この提案は全文12章からなり、のちに採択されることになる国際連合憲章に近いものであった。この提案は、その基本的性格としてはっきりと普遍主義を採用し、新しい国際機構の中心機関として安全保障理事会が設置され、同理事会に強力な安全保障上の権限が与えられていた。また、米英ソ中の四大国には理事会の決定を拒否する権利、すなわち拒否権を持つことが合意された。

#### (7) ヤルタ会談

ダンバートン=オックス会議で残された最大の難問が、大国の拒否権問題を含む安全保障理事会の表決方式であったが、この問題は、1945年2月4～12日にかけて、クリミア半島のヤルタで行われたローズヴェルト、チャーチル、スターリンによる会談において取り上げられた。これは、大国自身が紛争当事国となった場合も拒否権は認められるかという問題であり、ソ連は認められるべきであると主張し、米・英は当事国は棄権すべきであると主張した。最終的にはソ連が譲歩し、現在の国際連合憲章第27条(1)の原型が確定された。また、1944年8月にパリが解放され、8月26日にド=ゴールがパリに入って9月に臨時政府を成立させたこともあり、ヤルタ会談で、フランスを含めた5大国を安全保障理事会の常任理事国とすることが決まった。

#### (8) サンフランシスコ会議

1945年4月1日にアメリカ軍は沖縄本島に上陸し、沖縄戦は激しさを増していったが、4月25日からは、サンフランシスコにおいて国連憲章制定会議(正式には「国際機構に関する連合国会議」、一般にはサンフランシスコ会議と呼ばれる)が開催された。この会議には連合国50カ国から282名の代表と1500名を超える専門家が参加し、国際連合憲章についての討

議が行われた。国際連合憲章は6月25日に採択され、その後各国で批准が行われ、10月24日に国際連合が発足したのである。

### 3 連合国は第2次世界大戦をどう総括したか

#### —国連憲章前文とユネスコ憲章前文から—

さて、戦争を抑止し、国際平和を構築するために国際連合は創設されたわけであるが、連合国は第二次世界大戦の原因をどこに求めたのであろうか。それは、国連憲章の前文に示されているのではないかと考え、授業では国連憲章前文を取り上げることにした。以下はその前文である。

われら連合国の人民は、  
われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、  
基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、  
正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、  
一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること  
並びに、このために、  
寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、  
国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、  
共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、  
すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いること  
を決意して、  
これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。  
よって、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機関を設ける。(2)

この前文から読み取れることは、国際連合が重視していることは「基本的人権」「人間の尊厳および価値」「男女及び大小各国の同権」などである。この文章からは、何が第二次世界大戦を引き起こしたのかについては明確には述べられてはいない。前文に対してイギリス連邦諸国が強い関心を示したのに対し、アメリカ代表団はあまり前文の文言には関心を払わず、フランシスコ会議においても全般的には関心が薄かったためと考えられる。これは、国連憲章が討議されていたのが、第二次世界大戦の最中であり、2度とドイツや日本によって戦争が起こさせない仕組みをつくるのが第一義だったからである。国連憲章においてもその目的の先頭には、「1 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。」(3)と記されており、平和を維持し、侵略戦争を防ぐ体制づくりが第一義のものとされたのである。

一方、国際連合教育科学文化機関憲章(ユネスコ憲章)には、戦争の原因について、前文において次のように説明されている。

この憲章の当事国政府は、その国民に代って次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。

ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代わりに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であった。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならぬ神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取極のみに基く平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われぬためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。

これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに探究され、且つ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を発展させ及び増加させること並びに相互に理解し及び相互の生活を一層真実に一層完全に知るためにこの伝達の方法を用いることに一致し及び決意している。

その結果、当事国は、世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、且つその憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ここに国際連合教育科学文化機関を創設する。(4)

ユネスコ憲章前文は、「戦争は人の心の中で生まれるもの」とし、第二次世界大戦を「人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代わりに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争」と分析している。そして、戦争を防ぐためには、「政府の政治的及び経済的取極のみ」では不十分であり、「文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育」とそれを通じた「人類の知的及び精神的連帯」が必要不可欠であるとしている。そしてそのような営為を通じて、一人一人が自分の心の中に「平和のとりでを築かなければならない」と述べているのである。

この前文の文章は現代の私たちにとっても重要である。中国や韓国と領土問題や歴史問題で緊張が高まり、在日外国人に対するヘイトスピーチが公然と行われるようになった現代において、私たちはあらためてユネスコ憲章前文に向き合わねばならない。ただし、前文の文章を読み解くことは容易ではなく、「人の心の中に平和のとりでを築く」とはどのようなことなのかも明確ではない。公開授業においては、国際連合設立の経緯について歴史的に説明した上で、大西洋憲章、国連憲章前文、ユネスコ憲章前文などのテキストを利用しつつ、現代日本において、私たちの心の中に「平和のとりでを築く」とはどのようなことなのか、そのためには具体的にどのようにすればよいかを考えさせようとした。

#### 4 授業を終えて

残念なことに、今回の公開教育研究会の前日の記録的大雪によって交通機関がまひし、生徒は登校禁止となったため、授業はできなかった。しかし、その後の通常授業の中で、公開研究会で予定していた授業を行った。

授業では、国際連合設立の経緯について説明した後で、グループに分かれてヴァイツゼッカー大統領の演説の一部を参考にしながら、「人の心の中に平和のとりでを築く」とはどのようなことなのかを考えさせた。グループ討議の結果は次のようなものであった。

- 1班「戦争を起こさない強い意志を持つ。過去を学んで戦争の悲惨さを知る。」
- 2班「利己的な考えに偏らない。歴史的な過去を知り、他者への思いやりを養う。」
- 3班「一人一人が戦争に向き合い、決心する。」
- 4班「先人の罪を全員が引き受ける。目をつむらず歴史を理解する。」
- 5班「まわりに惑わされず、個々の良心を築く。自分の意見を持って話し合っ、同じ方向に行かないようにする。」
- 6班「悪いささやきに巻き込まれない。自分と相手は違うことを認識する。」
- 7班「自制心と相互理解、正しい倫理観と戦争に関する知識をもって冷静に判断する力をつける。」
- 8班「平和を望むことと、互いに話し合うことを覚える。」
- 9班「過去にあった事実を心に刻む。互いのことや現状を理解し指摘しあう。」
- 10班「非人間的な行為を心に刻む。過去の残虐な行為を知り、責任を自分も負う。」

今回は、全員に課題としてヴァイツゼッカー大統領の演説『新版 荒れ野の40年』(5)を読ませていたことと、授業においてもその一部を参考資料として配布したため、ヴァイツゼッカー大統領の思想の影響がかなり大きかった。また、「心の中に平和のとりでを築く」という概念が抽象的で難しかったため、なかなか議論が深まらなかった。多くの生徒が、過去から目を背けず、それを自分のこととして捉えようとしている点は評価できるものの、その結論はやや優等生的なものになってしまったのではないかと思われる。

戦争の原因を考える際、ドイツと日本では戦争責任についての認識も大きく異なる点も生徒が第二次世界大戦について考察を困難なものとしている。ドイツにおいては、戦争を起こしたのはヒトラーであり、ナチス・ドイツであった。そしてナチス・ドイツが行ったユダヤ人大量虐殺は、非人道的行為であることは明らかである。それに対し、日本では戦争責任がきわめてあいまいであり、誰が戦争を起こしたのか、なぜ戦争を起こしたのかも明確ではない。満州事変とそれに続く日中全面戦争においても一度も宣戦布告はなされておらず、日米開戦においても、その責任の所在があいまいである。そもそも、戦争の名称も「大東亜戦争」「太平洋戦争」「日中15年戦争」など、未だに定まっているとはいえない状況である。そして、戦後すぐに冷戦が始まり日米安保体制に組み込まれたため、戦争責任をあいまいにしたままで今日まで来てしまっている。そのため、未だに中国や韓国と歴史問題でぎくしゃくとした関係が続いている。ドイツと日本では、戦争責任の所在や戦後国家が置かれた状況も異なるため、第二次世界大戦の原因を探究しようとしても共通点を見いだすことが困難なのである。

世界史の授業において何を問うかは難しい課題である。今回の授業を教訓として、来年度は生徒が考えを深めやすい問いを考えていきたいと思う。

[注]

(1) 国際連合憲章第27条は次の条文である。

第27条〔表決手続〕

- 1 安全保障理事会の各理事国は、一個の投票権を有する。
- 2 手続事項に関する安全保障理事会の決定は、9理事国の賛成投票によって行われる。
- 3 その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を

含む9理事国の賛成投票によって行われる。但し、第6章及び第52条3に基く決定については、紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。

- (2) シドニー・D・ベイリー『国際連合』国際書院，1990年，147-148頁
- (3) 国際連合憲章第1章「目的および原則」第1条「目的」第1項
- (4) 文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp/unesco/009/001.htm>)
- (5) リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー『新版 荒れ野の40年—ヴァイツゼッカー大統領ドイツ終戦40周年記念演説—』(岩波ブックレット) 岩波書店，2009年

[参考文献]

- (1) シドニー・D・ベイリー『国際連合』国際書院，1990年
- (2) 『岩波講座 世界歴史29 第二次世界大戦』岩波書店，1971年
- (3) 加藤俊作『国際連合成立史—国連はどのようにしてつくられたか—』有信堂，2000年
- (4) 平和・国際教育研究会編『国連憲章・国際法を学ぼう—平和・戦争・人道の法とその理念』平和文化，2001年
- (5) 高島通敏著、五十嵐暁郎・佐々木寛編『平和研究講義』岩波書店，2005年
- (6) 太平洋戦争研究会『図説 第二次世界大戦』河出書房新社，1998年

[参考資料1] 学習指導案

■教科(科目) 世界史B	■学年クラス 4年A組	■授業者 村野 光則
■テーマ 第2次世界大戦後の世界～国際連合がめざしたもの～		
<p>1 単元 3章 東西冷戦から多極化国際社会へ (使用教科書 『新詳 世界史B』帝国書院)</p> <p>2 学習目標 国際連合憲章とユネスコ憲章の前文をもとに、連合国が第2次世界大戦の原因をどこに求めていたかを考察し、悲惨な戦争を引き起こした原因を探り、戦争を引き起こさないようにするためにはどうしたらよいかについて、幅広い観点から考える。</p> <p>3 指導計画 (1) 世界恐慌 (2) ナチス・ドイツ (3) スペイン内戦とドイツの対外侵攻 (4) 独ソ戦の開始とホロコースト (5) アジア・太平洋戦争①昭和恐慌・満州事変 (6) アジア・太平洋戦争②対米開戦 (7) アジア・太平洋戦争③ミッドウェー海戦・ガダルカナルの戦い (8) アジア・太平洋戦争④植民地支配の実態 (9) アジア・太平洋戦争⑤敗戦 (10) 国際連合がめざしたもの…本時 (11) 冷戦の開始</p>		

## (12) 朝鮮戦争

### 4 本時の学習目標

国際連合憲章とユネスコ憲章前文をもとに、連合国は世界規模の戦争の原因をどこに求めたのかを考察し、ヨーロッパでの戦争とアジア・太平洋における戦争についてふり返るとともに、戦争を起こさないための人間のあり方についての思索を深めさせたい。

### 5 生徒所見

A組は他のクラスに比べるとまじめでおとなしい。授業中私語や居眠りをする生徒も少ないかわりに、積極的に発言する生徒もそれほど多くない。しかし、一人一人はよく考えており、そうした生徒の思索をいかに深め、表現させていくかが教師側の課題となっている。

### 6 教材について・指導上の工夫

国際連合はローズヴェルトの「4人の警察官」構想に基づいて、戦後の国際平和の維持をめざして創設された国際機構であるが、必ずしも国連憲章の前文については十分に検討されたわけではない。また、戦争の原因についても、ドイツと日本ではそれぞれ歴史的背景も異なり、同列に論じられるものではなく、現在でも議論され、探究が続けられている課題でもある。そのため、本時の授業では、あくまでも国連憲章とユネスコ憲章の前文を手がかりとして戦争の原因を考察させることを通して、戦争を引き起こさないための人間のあり方について思索させ、できればそれを本校で取り組んでいるシティズンシップ教育につなげていければと考えている。

## 7 授業の展開

	学習活動	学習活動	留意事項
導入 5分	本時の学習内容の概要説明		
展開 1 10～15 分	国際連合発足までの経緯を概覧する。	講義の内容を配布されたプリントの空欄に記入する。	国際連盟に代わる新たな国際平和機構については、アメリカ国内で、ヒトラーのポーランド侵攻とほぼ同時期に立案されていたことと、その構想がどのようなプロセスを経て現在の国連の創設につながったかを理解させる。



<p>展開 2 25～30分</p>	<p>(1) 国連憲章前文、ユネスコ憲章前文を読み、第2次世界大戦の原因について考察する。</p> <p>(2) もし現代において同じ状況に陥ったときにどのように行動するか考えさせる。</p>	<p>配布された資料を読み、自分なりの考えをまとめる。</p> <p>グループで話し合いさまざまな角度から原因を考察し、グループとしてまとめる。</p> <p>まず各自で考えた上で、グループで話し合い、もっとも有効と思われる行動を考える。</p>	<p>第2次世界大戦におけるドイツと日本を中心に、両国がどのような経緯で他国を侵略していったかについて、これまでの学習をもとに考察させる。</p> <p>その際、歴史的経緯や、政治・経済・民族意識等、多様な角度から考えるように促す。</p> <p>侵略や戦争を抑止する上での個人としてのあり方について考えさせる。なお、(1)の話し合いが長引く場合は(2)については次回送りとする。</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>本時の授業を通じて、自分で考えたことをまとめさせる。</p>		<p>他の意見を参考にし自分なりの考えをまとめる。</p>

## 1. 国際連合 (United Nations) の発足までの経緯

1941年8月 **大西洋憲章**の中で、国際連盟に代わる**国際平和機構**創設の構想が示される  
→「8. . . 両国は一層広汎にして永久的なる一般的安全保障制度の確立に至るまではかかる国の武装解除は不可欠のものなりと信ず」



1942年10月 アメリカ、国務省内に国際機構小委員会を設置

1943年8月 ハル長官、「国際連合憲章草案」を完成



1943年11月 **テヘラン**会談 (米英ソ) \*主な議題は連合軍側の作戦の調整 (ノルマンディー上陸作戦など)  
→**米英ソ中**の4大国が「**4人の警察官**」としての役割を果たすことに合意。

※ローズヴェルト→日本は打倒され非武装化されるので、中国がアジアの安定勢力として必要であると考えていた。



1944年8月～10月 **ダンバートン=オークス**会議 (米英ソ中の代表が参加)

\*ワシントン郊外のダンバートン=オークス邸で開催された国連憲章の検討会議  
→「枢軸国の再侵略を想定し、**安全保障理事会**に強大な権限を与える」



1945年2月 **ヤルタ**会談 (米英ソ)

→安保理常任理事国を**米英仏ソ中**とし、「**5大国一致の原則**」 (=拒否権) が合意される



1945年4月～6月 国連憲章制定会議 (**サンフランシスコ**会議) \*1951年の講和会議とは別  
→50カ国の代表が参加して国連憲章について討議し、6月25日に調印



1945年10月24日 国連発足 (**51カ国**)

\*会議に参加する資格を有していた国のなかで、ポーランドはロンドン亡命政府とルブリン政府 (共産党政権) の対立から代表を一元化できず、代表を派遣できなかった。その後ルブリン政府が実権を握りポーランド人民共和国として憲章の署名には加わったため、原加盟国は1国多い51カ国となった。

[http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question\\_detail/q11222407657](http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q11222407657)

## 2. 連合国は第2次世界大戦をどう総括したか～国連憲章前文とユネスコ憲章前文から～

### (1) 大西洋憲章 (1941年8月14日)

1. 両国は、領土的その他の増大を求めず。
2. 両国は、関係国民が自由に表明する希望と一致しない領土の変更が行われることを欲せず。
3. 両国は、一切の国民がその下に生活しようとする政体を選択する権利を尊重す。両国は主権および自治を強奪された者に主権および自治が返還されることを希望す。
4. 両国は、その現存義務を適法に尊重し大国か小国か、また戦勝国か敗戦国かを問はず、一切の国力がその経済的繁栄に必要な世界の通商および原料の均等条件における利用を享有することを促進するように努めるべし。
6. 「ナチ」の暴虐の最終的破壊の後、両国はいっさいの国民に対しその国境内において安全に居住する手段を供与し、かつ一切の国の一切の人類が恐怖および欠乏より解放され、その生を全うできることを確実にする平和が確立されることを希望す。
8. 両国は、世界の一切の国民は実在論的理由によると精神的理由によるとに関わらず、強力の使用を<sup>ほうき</sup>抛棄するに至ることが必要であると信ず。陸、海又は空の軍備が自国国境外への侵略の脅威を与えまたは与えることがありうる国によって引き続き使用されるときは、将来の平和は維持することができないがゆえに、両国は一層広汎に永久的なる一般的安全保障制度の確立にいたるまでは、こうした国の武装解除は不可欠であると信ず。

(東京大学東洋文化研究所 <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19410814.D1J.htm>

1, 村野意訳)

### (2) 国連憲章前文 (1945年6月26日)

われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よって、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機関を設ける。

(国連広報センターHP [http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text\\_japanese/](http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/) 下線部 村野)

[国連憲章前文のポイント]

- ① **基本的人権**
- ② **人間の尊厳・価値**
- ③ **男女の同権、大小各国の同権**

### (3) 国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ) 憲章前文(1945年11月16日)

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信を起こした共通の原因であり、この疑惑と不信の為に、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。ここに終わりを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人種の不平等という教養を広めることによって可能にされた戦争であった。文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、かつ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神を持って、果たさなければならない神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取り決めのみに基づく平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって、平和が失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かれなければならない。

(文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/unesco/009/001.htm> 下線部 村野)

[ユネスコ憲章前文のポイント]

→政治的・経済的な取り決めのみでは平和を維持できない



**心理的要因を重視**

### 3. 課題

ユネスコ憲章の中にある、「人の心の中に平和のとりでを築く」ということはどのようなことか。そのためには具体的にどうしたらよいか。自らにひきつけて考えるとともに、配布したヴァイツゼッカー大統領の演説を参考にして、グループで話し合いなさい。